

議案第 14 号

議決第 号

始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件

始良市介護保険条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市介護保険条例の一部を改正する条例

始良市介護保険条例（平成22年始良市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項第1号中「33,000円」を「34,800円」に改め、同項第2号中「33,000円」を「52,000円」に改め、同項第3号中「46,200円」を「52,000円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「62,700円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「69,600円」に改め、同項第6号中「79,200円」を「83,600円」に改め、同項第7号中「85,800円」を「90,500円」に改め、同項第8号中「99,000円」を「104,400円」に改め、同項第9号中「112,200円」を「118,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,800円」を「20,900円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合においては、前項中「20,900円」とあるのは、「34,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合においては、第2項中「20,900円」とあるのは、「48,800円」と読み替えるものとする。

第6条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」を「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第

34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。))」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の始良市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。